

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第 2 9 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成１２年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

付則に次の１項を加える。

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

- ４ 令和７年１２月１日から令和８年５月３１日までの間、多機能端末機（別表 １ 区民関係の部２の項に規定する多機能端末機をいう。）による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書、住民票又は戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書及び特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書の交付に係る手数料の額についての同項並びに同部９の項、１０の項、１２の項及び１４の項の規定の適用については、同部２の項中「３５０円」とあるのは「１０円」と、同部９の項、１０の項、１２の項及び１４の項中「２００円」とあるのは「１０円」とする。

別表 １ 区民関係の部１５の項中「国民健康保険一般被保険者・退職被保険者等に関する証明書」を「国民健康保険被保険者の資格に関する証明書」に改める。

付 則

この条例は、令和７年１２月１日から施行する。ただし、別表 １ 区民関係の部１５の項の改正規定は、公布の日から施行する。